

⑨ 県意見が付された国ヒアリング資料の事前確認(県→市)

1. 日時 平成 26 年 9 月 26 日・10 月 15 日

2. 相手方 縣市町振興課・総務省

4. 担当者 市地域戦略室課長補佐

5. 概要 総務省による病院施設の整備予定に係る対県ヒアリングの資料として、基本構想の内容(5年で黒字)で回答した。市の意見と県の見解も付記されている。「基本構想」が基準になった内容で、多くの項目で県の賛同も得られている。

6. 要旨

○病床機能の有り方の方向性について

(市)急性期 99、回復期 50、慢性期 50 の計 199 床を予定している。今後の医療政策を注して対応する。

(県)全国や二次医療圏における方向性と合致している。ただし、27 年度の地域医療ビジョンにおける協議を勧奨し柔軟に対応すべき。

○今後の病院の役割について

(市)周辺では高度先進医療は充足している。回復期と在宅支援等後方支援機能が必要。周辺医療機関との更なる機能分化が必要。また、小児の二次救急体制の維持は必要。

(県)地域包括ケアシステムの推進を意識する必要がある。今後の役割として適当である。

○統合・再編の必要性

(市)病床機能については今後の動向により対応したいが、市内に病院を置く必要があり、近隣市に無い駅前病院としての強みを活かして特色のある病院にしたい。統合再編の必要性はない。

(県)病床過剰地域ではあるが圏域の南部に集中している。野洲市内の中核的医療機関は 1 つしかなく、また、今後高齢者の介護医療需要の高まりが想定されることから、圏域での機能分化を図りながら、在宅連携、地域医療機能を主とする病院を建設することは妥当である。

○新築・建替えの必要性

(市)現在の中核的医療機関である野洲病院は一部耐震化できていないが、稼働させながら補強することは不可能。かつ、現存地での建替えも狭隘敷地のため不可能。

(県)現病院が廃止された場合の影響は大きいと考えられ、引き続き市内に中核的医療機関を設置することは必要。耐震化、利用者の利便向上のため新築の必要性は一定認められるが、建築コストと収支を精査して判断していくべき。

○病院の規模の適正性

(市)病床数は適切と思料。外来2科も機能分化により減らしている。

(県)圏域の医療需要を考えると野洲市が想定する規模は適切と考える。

○建設事業費の適正性

(市)華美にならないよう基準単価より落としている。近隣の公共施設の利用も想定して最小限としている。

(県)単価についても民間実績と大きく乖離していない。面積規模についても近隣団体の実績に照らして適切である。

○スタッフの充足状況と確保の可能性

(市)現野洲病院のスタッフの再任用を経ることで確保は可能となる見込みである。

(県)地方公務員として任用することができれば、一定の確保は可能と見込む。

○医療需要の見込みの適正性

(市)野洲病院の実績を基準に立地する医療圏の優位性を考慮した見込みで、専門家の意見を織り交ぜて適切に算定している。

(県)病床利用率が近隣医療機関より高く設定されている。実現性についてさらに精査が必要。

○一般会計繰入金の適正性

(市)交付税見込額+病院事業債の1/2を繰り出す。一般会計の負担額は単独財源ベースでは現野洲病院の補助額(単費)とほぼ同額で負担可能。

(県)建築単価の上昇により起債償還額が増加する可能性もあることから、基本計画では最新の建築単価で適正に見込むこと。

○収支見通しの妥当性

(市)特色ある病院づくりによる健全経営と診療報酬改定の動向見据え、専門家の意見を織り交ぜて適切に算定している。

(県)建築単価の上昇により起債償還額が増加する可能性もあることから、基本計画では各々最新の単価で適正に見込むこと。

○年別収支見込

(市)5年目での黒字を見込んだ計画表を提出

⑱ 財政事情ヒアリング(定例)における質疑

1. 日 時 平成 27 年 1 月 7 日 (水) AM
2. 場 所 県庁市町振興課
3. 相手方 県市町振興課 参事、担当者
4. 協議者 市財政課 課長補佐、担当者
5. 概 要 財政事情および特殊事情ヒアリング時に、市の新病院関係について問いかけがあったため、以下のとおり答えた。

6. 要 旨

○行革債について

(県) 行革債を起すことに対する考え方として、制度上行革による削減分(他では上昇した分は加味しない)を起債することが出来るが、人件費等の上乗せ分は説明的に疑義がある。

○病院関係について

- (県) ・ 1 月 19 日以降に地域戦略室が精度の高い収支を持って説明に来るとのことであるが、財政課も同席のこと。
- ・ 1 月 29 日に評価委員会を開催するとも聞いているが、市の財政が厳しい折開催しても大丈夫か危惧している。
 - ・ 財政課としては病院事業会計に繰り出す限界はいくらと考えているのか?
 - ・ (市) 野洲病院の現補助金額 1 億円程度と考えている。
 - ・ 財政課として、地域戦略室からの収支計画について精査して欲しい。繰出金の算定にも関わることであるので数字の検証は必ずしてほしいし、県としても起債の同意の基準となることから精査はさせていただく。
 - ・ 行革を進める計画はあるのか。公共施設を統廃合する等は。
 - ・ 人件費関係も指標として算定されることから、例えば人件費のベースアップ分、病院事業による職員増等が影響し交付税は縮小することとなる。
 - ・ また再編計画にのらない起債(病院新規事業)への交付税算入についても無くなる可能性もある。
 - ・ 現状の不採算病院を救済するような手当てはない。ただ再編という形であれば支援はある。また民間を市の診療所として再編するような場合についても支援は該当するものと見解している。
 - ・ (県) 総務部として、病院を市立病院として運営することに疑義があるだけで、中核医療、地域医療を守る必要はあると考えている。違った運営は無かったのか。

㉑ 収支計画に係る庁内協議の結果報告

1. 日 時 平成 27 年 1 月 20 日 (火) PM
2. 場 所 県庁市町振興課
3. 相手方 県市町振興課 参事、担当者
4. 協議者 市地域戦略室 次長、課長補佐
市財政課 課長補佐、担当者
5. 概 要 現時点の収支計画の説明、その計画で行った市長協議の結果報告、そして今後の動向について協議した。

6. 要 旨

○収支計画について

(市) ・別紙のとおり、自治体給与、民間給与の 2 種類で説明

自治体：経常収支は赤字、基準内繰入では資金ショート

民間：経常収支は赤字、資金はかろうじて回せる、繰入金額は自治体と変わらず

・構想より現実的な数値にしている

・繰入金全体 5 億から 6 億程度、内交付税 3 億程度、内市費 3 億程度

(県) ・この収支で総務省に行かれても意味がないと思う。

(市) ・経常収支が赤字でも起債ははけるのか？

(県) ・赤字でも一般会計からの財源確保の裏打ちが確認出来るなら起債は可能、ただし交付税については今後も現制度で交付出来るか保証出来ない。

・野洲病院の耐震補強には国の補助もある。県の振興資金の貸付についても相談に乗ります。

㉒ 収支計画に係る庁内協議の結果報告

1. 日 時 平成 27 年 2 月 5 日 (木) AM
2. 場 所 県庁市町振興課
3. 相手方 県市町振興課 参事、担当者
県健康医療課 参事、担当者
4. 協議者 市地域戦略室 次長、課長補佐
市財政課 課長補佐
5. 概 要 公立病院にかかる新設・建替等の状況について、総務省が予め確認するため、2 月 27 日に県がヒアリングを受ける。このため提出調書に基づき事前協議した。

6. 要 旨

○調査票について

※次項 (㉓) のとおり

○開設許可、起債同意、交付税措置について

(市) ・収支計画は不成立の状態であり、今後の検討において、改善の可能性があるものの数値化ができない。この状態で、開設許可、起債同意、交付税措置が可能か。

結論付けられた意見はいただけないか。

- (県) ・市一般財源など明確に財源確保されるのであれば、開設許可、起債同意は制度上可能である。ただし、交付税措置は、チェックが厳しくなるため、措置されない可能性が高い。
- ・交付税措置される見込みがないものを起債同意できるのか、という点は、制度設計上想定されたものではなく、ある意味すき間の部分でもあるといえる。
 - ・総務省は、医療の過剰圏域のなかでの新設の公立病院であることから、地域医療ビジョンとの整合を図るようにしか言わない。あくまで、市の考え次第であり、県としても結論付けられた意見は言えない。

②⑦ 県意見が付された2回目の国ヒアリング資料の事前確認

1. 日時 平成27年2月2日・2月12日

2. 相手方 縣市町振興課・総務省

4. 担当者 市地域戦略室課長補佐

5. 概要 10月の総務省による病院施設の整備予定に係る対県ヒアリングの後、再度のヒアリングを実施されるとのことから、最新のデータでの資料の再提出を求められ、第一回評価委員会の内容(20年でも赤字)で回答提出した。提出した内容で県の事前ヒアリング(2/5)を経て県の見解も付記された。収支見込の悪化、市の直営、一般会計の妥当性に関わって県が否定的な意見に転じている。

6. 要旨

○病床機能の有り方の方向性について

※1回目資料と大きな変更なし

○今後の病院の役割について

※1回目資料と大きな変更なし

○統合・再編の必要性

※1回目資料と大きな変更なし

○新築・建替えの必要性

(市)1回目資料と大きな変更なし

(県)新築の必要性は認めるが、病院事業が成立するのか収支見通しを踏まえた上で判断すべき。

○病院の規模の適正性

(市)1回目資料と大きな変更なし

(県)規模は適切と考えるが、市の直営について再検討が必要。

○建設事業費の適正性

1回目資料と大きな変更なし

○スタッフの充足状況と確保の可能性

1 回目資料と大きな変更なし

○医療需要の見込みの適正性

(市)野洲病院の実績を基準に立地する医療圏の優位性を考慮した見込みを前提に、野洲病院の実績値へ置き換えた。

(県)(悪化により)収支見込の正確性は増した。

○一般会計繰入金の適正性

(市)交付税見込額+病院事業債の 1/2 を繰り出す。一般会計の負担額は単独財源ベースでは現野洲病院の補助額(単費)とほぼ同額で負担可能。

(県)建築単価の上昇により起債償還額が増加する可能性もあることから、基本計画では最新の建築単価で適正に見込むこと。

○収支見通しの妥当性

(市)特色ある病院づくりによる健全経営と診療報酬改定の動向見据え、専門家の意見を織り交ぜて適切に算定している。給与費については市町村立の病院の黒字病院の水準に変更しているが、改善には民間病院の基準を採用する必要がある。ただし、それでも収支の改善は難しい。

(県)病院の収支状況は、市財政の負担可能水準を超える現一般会計繰出金を以ってしても 100 を超えることは将来的にも難しい。市が直営で行うことの再考が必要。

○年別収支見込

(市)将来的に赤字を見込んだ計画表を提出

⑳ 2 回目の国ヒアリングに向けた事前協議

1. 日 時 平成 27 年 2 月 17 日 (火) PM

2. 場 所 市役所第 4 会議室

3. 相手方 県市町振興課 参事、担当者

4. 協議者 市地域戦略室 課長補佐
市財政課 課長補佐

5. 概 要 2 月 27 日の総務省ヒアリングを前に、検討状況について事前協議した。

6. 要 旨

(県)・国のヒアリングは 2 回目であり、特に問題のあるまちをヒアリングされるもの。

・収支計画の修正が出てきた場合であっても、一般会計から 6 億円を出せるのかどうかである。市の財政状況からみて相当の行革を断行していくことを示されない限り事実上、起債の同意は困難である。

・病院事業債の起債同意の基準は、「合理的な範囲内における一般会計繰入金によっ

て、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。」と規定されていることから、一般財源 6 億円の財源確保が必須である。

⑳ 2 回目の国ヒアリングの結果についての説明と協議

1. 日 時 平成 27 年 3 月 5 日（木）PM
2. 場 所 市役所第 1 委員会室
3. 相手方 県市町振興課 参事、担当者
県健康医療課 参事
4. 協議者 市地域戦略室 次長、課長補佐、担当者
市財政課 課長補佐、担当者
5. 概 要 2 月 27 日の総務省ヒアリングの結果報告を受ける。
6. 要 旨 （下記内容の書面を渡される。）

○総務省からの意見

- ・収支見通しが合理的に成立していなければ交付税措置はしない。つまり、このままでは交付税措置はしない。
- ・駅前立地による収益増等を計画に反映させるなら、根拠をもった説明を求めた上、精査させてもらう。
- ・開設 5 年程度で経常収支黒字を達成する必要がある。
- ・収支見通しの面で、この事業で市の財政が立ち行かなくなることは明らかであり、総務省として、この事業の背中を押すことはない。
- ・当初見込みより市負担額が増大しており、計画を進めるにあたって、市は住民に十分に説明し理解してもらったうえで判断していただきたい。
- ・病床過剰地域において、病床数の視点から考えた時、民間病院を公立病院化することが、単純に病床を引き継ぐことであり問題はないということになるのか疑問が残る。

○今後の主な検討課題

- ・収支見通しを合理的に成立させることができるのかの検討
- ・市直営の運営形態を選択することの妥当性。

⑳ 用地取得費の扱い、交付税措置、起債同意についての協議

1. 日 時 平成 27 年 3 月 17 日（火）AM
2. 場 所 県庁市町振興課
3. 相手方 県市町振興課 参事、担当者
4. 協議者 市地域戦略室 次長、課長補佐、担当者
市財政課 課長補佐
5. 概 要 病院用地取得費の取扱い・交付税措置の見込み・起債同意の見込みの協議
6. 要 旨

○病院用地取得費の取扱い市町振興課の意見

（県）・市が先行取得した用地のうち病院敷地約 5,700 m²相当額 804,300 千円から当該起債残額の 556,000 千円とすることには疑義があり、公営企業の独立採算や税負担の公平性から当初の 804,300 千円とすべきと考える。

○交付税措置の見込み市町振興課の意見

（県）・地域医療構想（ビジョン）との整合性

- ・ 医師看護師等の確保、病床規模、建設事業費が適切か
- ・ 近隣施設との統合・再編の可能性、地域医療での役割分担
- ・ 合理的に収支見通しが成立しているか（採用数値の根拠性、合理性）

上記の妥当性が県と総務省の二重チェックで適当と判断した場合に交付税措置第 2 回試算の「開院 16 年目の黒字化」では交付税措置が認められない可能性が大

○起債同意の市町振興課の意見

（県）・収支見通しは適切でなければならない、繰入金が確実に負担可能な市財政であること。

- ・ 上記の条件などに合致すれば起債同意される（県知事の同意）が、第 2 回試算の収支計画で中長期財政見通しにあてはめると、市財政は厳しい状況、起債同意されない可能性がある。
- ・ 第 2 回の試算では、毎年、繰出金として約 3 億円が必要だが、行革関連の交付税の減額の可能性や将来の交付税の不確定要素を加味すると更に単独財源を用意する必要がある。

④ 「第2回評価委員会」での意見主旨の確認（県健康医療福祉部：角野次長）

1. 日時 平成27年4月13日(月)PM4時30分
2. 場所 県庁健康医療課内
3. 相手方 県健康医療福祉部 次長
4. 協議者 市地域戦略室 次長 課長補佐
5. 概要 「第2回」評価委員会」で交付金が出ない、と言われた根拠等を確認
6. 要旨

(県)・地域医療構想のガイドラインが示された。27年度末に成案を出す、秋ごろにはアウトラインが示されると思うが、野洲市立病院の病床数の検討はこれと並行して実施することになる。

- ・一般病床は減らす必要があり、感覚としては有床診療所＋老健施設のような形でもいけると考えているが、野洲市内に病院が必要なことは、県健康医療福祉部として認めている。
- ・しかし県でも市町振興課サイドは財政の健全性。5年後に黒字の病院であることが求められる。これができない(新設病院の場合、交付税措置はないとしている。
- ・医療健康福祉部の「開設許可」とこれ(交付税措置)とは別の話。開設許可の審査では収支は見ない。ただ、開設許可をするのは知事なので、知事が(開設)許可したということで、収支計画についても県が認めたという解釈をしてもらっては困る。

(市)・前回の評価委員会で「交付金が出ない」と発言されているが、交付金とはどこのことを指して言われたのか？

(県)・いわゆる病院事業債に対する「特別分」のこと。

④③ 起債同意、交付税に係る県振興課との協議内容の確認

1. 日 時 平成 27 年 4 月 16 日(木)PM4時 00 分
2. 場 所 県庁選挙管理委員会室
3. 相手方 県総務部市町振興課 参事、係長、担当者
4. 協議者 市地域戦略室 次長 課長補佐
5. 概 要 平成 26 年 12 月以降の県振興課との協議結果について内容確認
6. 要 旨

- (県)・総務省へ提出している収支見込の調査については、今後違う内容のものが提出されれば、「上書き」することになり、その都度判断されることになる。
- ・しかし、今のままのような病院事業の収支では、総務省の判断は(3/5に渡したヒアリング結果と)同じになる。また、今建築費が上昇している状態で、今回2割増で見込んだというがそれでも難しい、と言われている。
 - ・病院の収支が良くなっても、毎年野洲市が一般会計から6億(※交付税交付金で裏打ちされる額を含む)を病院に拠出しなくてはならず、この事実は(収支が黒になっても)変らない。
 - ・交付税交付金があるから、という話をされていることを聞きずっと気になっていた点として、交付税交付金は特定財源ではないということ。つまりその算定額が翌年から現金で入ってくる、というしくみのものではない。つまり、標準的な歳出額と歳入額との差額を交付するしくみであって、国の総額を全国の自治体で分配し合うもの。その総額も毎年減る傾向にあって、算定のルールも毎年変ることから、額が保証されたものではない。
 - ・(過去の協議記録の解釈についての確認内容は次のとおり。しかし、)県として言えることは、3/5に渡した総務省ヒアリングの結果が全てであり、それまでのやり取りは、その結果についての見込みなどを担当者に喋ったもの。
 - ・今回の総務省のヒアリングについては、いわゆる第1回目の(20年以上)赤字の収支について行ったもので、総務省の意見もそれのみに基づいている。また、県と市とのやり取りにおける県の見解も1回目の試算を基準にしたもので、2回目の試算は一切考慮していないので。